
プロジェクト	公正価値測定に関するガイダンス及び開示
項目	時価の定義及びガイダンスについて実務に配慮することが考えられる項目の検討

本資料の目的

1. 時価の定義及びガイダンスに関しては、IFRS 第 13 号「公正価値測定」（以下「IFRS 第 13 号」という。）と整合させた場合、時価が異なるものや企業の追加的な負荷が生じる可能性があるものが識別されているが、今回の取組みにおいて国際的な会計基準との整合性を確保する観点から、まずは IFRS 第 13 号における時価の定義及びガイダンスに関する内容のうち開発する新基準の範囲に含まれる内容をすべて取り入れることとし、そのうえで実務に配慮することが考えられる項目がある場合には、IFRS 第 13 号における取扱いとは別に代替的な取扱いの定めを設ける等、当該項目への対応について追加的に検討することが考えられるとしている。
2. 本資料では、IFRS 第 13 号の内容に加え、これまでの審議において実務に配慮することが考えられる項目について審議を行うことを目的としている。

検討すべき項目

3. 今回の審議にあたっては、これまでの審議において聞かれた以下の項目について検討を行う。
 - (1) その他有価証券の時価としての期末前 1 か月の市場価格の平均に基づいて算定された価額（以下「月中平均価額」という。）の使用
 - (2) 第三者から入手した価格を利用する際の評価

ディスカッション・ポイント

第 3 項に挙げた項目の他に、時価の定義及びガイダンスについて実務に配慮することが考えられる項目があれば、ご意見を頂きたい。

その他有価証券の時価としての月中平均価額の使用

(現行の日本基準)

4. その他有価証券の決算時の時価は、原則として、期末日の市場価格に基づいて算定された価額とされている。ただし、継続して適用することを条件として、株式、債券等の有価証券の種類ごとに、月中平均価額（原則として期末日以前1か月の各日の終値又は気配値の単純平均値）を用いることもできるとされている（企業会計基準第10号「金融商品に関する会計基準」（以下「金融商品会計基準」という。）（注7）及び日本公認会計士協会 会計制度委員会報告第14号「金融商品会計に関する実務指針」（以下「金融商品実務指針」という。）第75項）。

また、開示される金融商品の時価についても、月中平均価額を用いることができるとされている（企業会計基準適用指針第19号「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」第26項）。

この点、その他有価証券は直ちに売却することを目的としているものではないことに鑑みると、その他有価証券に付すべき時価に市場における短期的な価格変動を反映させることは必ずしも求められないと考えられることから、月中平均価額をもって期末の時価とする方法を継続して適用することも認められるとされている（金融商品会計基準第76項）。

5. また、その他有価証券の時価として月中平均価額を用いる場合、その他有価証券の減損処理に用いる時価については、期末日の時価又は月中平均価額の選択適用が認められるとされている（日本公認会計士協会 会計制度委員会「金融商品会計に関するQ&A」（以下「金融商品Q&A」という。）Q32）。
6. さらに、その他有価証券の時価として月中平均価額を用いる場合、原則として期末前1か月の平均相場により外貨建その他有価証券を換算するが、継続適用を条件に決算時の直物為替相場により換算することができるとされている（日本公認会計士協会 会計制度委員会第4号「外貨建取引等の会計処理に関する実務指針」第11項なお書き）。

(IFRS 第13号における取扱いとの相違)

7. IFRS 第13号では、公正価値は、「測定日時点で、市場参加者間の秩序ある取引において、資産を売却するために受け取るであろう価格又は負債を移転するために支払うであろう価格」と定義されており、測定日時点の価格であると定義されている。これについては、従前のIAS 第39号「金融商品：認識及び測定」における公正価値の定義においては、資産の交換又は負債の決済が行われるのが測定日であるのか他の日であるのか明示されていないという問題があると識別されていたため、IFRS 第13号では、

測定日時点を明示するよう公正価値が定義されている（IFRS 第 13 号 BC30 項）。

8. 日本基準におけるその他有価証券の決算時の時価については、継続して適用することを条件に、月中平均価額を用いることができるとされ、期末日時点のものではない価格を使用することが認められているため、当該月中平均価額は IFRS 第 13 号における公正価値の定義を満たさないと考えられる。

（アウトリーチで聞かれた意見）

9. 金融商品に関する時価の定義及びガイダンスを変更した場合における影響等を把握するため財務諸表作成者に対して実施したアウトリーチにおいて、その他有価証券の時価としての月中平均価額に関して聞かれた主な意見は、次のとおりである¹。
- (1) その他有価証券に区分される上場株式について、月中平均価額を用いているため、時価が従来と異なる可能性がある。（銀行、保険）
- (2) 外貨建その他有価証券について、減損基準に使用する為替相場について月中平均を参照し算出している会社もあり、その場合、減損基準に使用する為替相場に差異が生じる可能性がある。（保険）
- (3) その他有価証券に区分される上場株式における月中平均価額が使用できない場合には、有価証券の時価変動に伴う純資産のボラティリティが高まり、期中において予測が困難になる。また、有価証券の時価が下落し減損基準の近辺にある場合、期末日まで減損の要否が確定せず、経営管理に影響がある可能性がある。（銀行）
- (4) その他有価証券（特に上場株式）の時価として月中平均価額の使用や、減損基準として期末日前 1 か月の平均為替相場の使用が認められなくなる場合には、財務数値に与える影響の変動が大きく、株式等に対する投資行動に影響を与える可能性があると考えられる。（保険）

（これまでの審議で聞かれた意見）

10. これまでの審議において、その他有価証券の時価としての月中平均価額に関して聞かれた主な意見は、次のとおりである。

¹ なお、EDINET 及び大手生命保険会社で 2017 年 2 月、3 月、4 月、12 月決算の会社の有価証券報告書で月中平均を使用（「1 か月」、「1 か月平均」、「1 か月間」、「1 ヶ月」、「1 ヶ月平均」、「前 1 か月」、「月 1 か月の」又は「前 1 ヶ月」で検索）している会社は 106 社（うち、上場 87 社）存在していた。うち、業種別に多くみられたのは銀行業の 31 社（うち、上場 19 社）及び化学の 13 社（全社上場）であった。また、そのうち、為替相場について平均を使用していることが開示されている企業は 1 社であり減損処理について月中平均を使っていることが開示されている企業は 2 社であった。

- (1) その他有価証券について、時価として月中平均価額を使用する実務の影響としては、貸借対照表上の測定と株式の減損の2つがあると考えられるが、仮にIFRS第9号の規定をそのまま日本に導入する場合は、株式の減損は不要となる。
- (2) 作成者の間でも、月中平均価額ではなく、期末日時点の時価を貸借対照表価額とすることには比較的抵抗が少ない可能性があると考えられるが、損益に影響する減損の判定に際して、期末日時点の時価を用いることについては、納得感がない可能性があると考えられる。
- (3) 現行の日本基準におけるその他有価証券の時価評価における月中平均価額の使用については、貸借対照表価額のみならず、減損判定方法や外貨換算方法にも影響があり、公正価値測定の基準開発においてのみ検討されるものではないと考えられる。

(分析)

11. その他有価証券の時価としての月中平均価額は、IFRS第13号の公正価値の定義における測定日時点の価格ではないため、新基準でIFRS第13号と同様の定義を定めた場合には、それと整合しないこととなる。
12. アウトリーチやこれまでの審議において、その他有価証券の時価としての月中平均価額の使用については、その他有価証券の減損処理にも影響があるとの意見が聞かれ、公正価値測定の基準開発において検討すべきものではないとの意見が聞かれている。
13. この点、まず、その他有価証券の貸借対照表価額に用いる時価については、本検討の対象範囲である。そのうえで、減損処理に用いる時価は、「その他有価証券の時価として月中平均価額を用いる場合、その他有価証券の減損処理に用いる時価については、期末日の時価又は月中平均価額の選択適用が認められる。」とされていることを踏まえると、その他有価証券の貸借対照表価額に用いる時価について、仮に月中平均価額の使用を認めないとした場合、減損処理に用いる時価についても、月中平均価額を用いる根拠がなくなるため、同様になると考えられる。
14. なお、仮に金融商品会計の開発に着手する場合で、IFRS第9号の資本性金融商品に対する投資に関する測定を取り入れる場合、FVPLかFVOCIノンリサイクリング処理となり、減損処理が求められなくなるため、現時点で減損処理に用いる時価を変更するかどうか(金融商品会計の検討の結果を待つか)については、論点になり得ると考えられる。
15. この点、当委員会は、かねてより、その他の包括利益のノンリサイクリング処理は、当期純利益の総合的な業績指標としての有用性を低下させると考え、強く反対してき

ていること²を踏まえると、仮に金融商品会計の開発に着手した場合でも、前項のようなその他の包括利益のノンリサイクリング処理を認める処理を採用するとは限らない。よって、金融商品会計の結果を待つ必要性は乏しいと考えられるがどうか。

ディスカッション・ポイント

その他有価証券の時価としての月中平均価額の使用に関する事務局の分析及びその使用について今後の金融商品会計の見直しの検討の際まで議論を先送りするかどうかについて、ご質問又はご意見を頂きたい。

第三者から入手した価格を利用する際の評価

(現行の日本基準)

16. 店頭において取引されている金融資産の市場価格は、業界団体が公表する価格の入手が困難か又はそれが無い場合には、ブローカー³の店頭において成立する価格とすることができるとされている。また、自社における合理的な見積りが困難な場合には、対象金融資産について金融商品実務指針における方法⁴に基づき算定された価額をブローカーから入手して、それを合理的に算定された価額とすることができるとされている（金融商品実務指針第 50 項及び第 54 項）。

この場合のブローカーは、客観的に信頼性がある者で、企業から独立した第三者であることが必要であり、ブローカーの価格形成においてある一部の投資家の影響を強く受けている可能性やそのブローカーの都合が介在している可能性についても留意する必要があるとされている（金融商品実務指針第 257 項及び第 259 項）。

² 修正国際基準（国際会計基準と企業会計基準委員会による修正会計基準によって構成される会計基準）における企業会計基準委員会による修正会計基準第 2 号「その他の包括利益の会計処理」において、その他の包括利益のノンリサイクリング処理は、「削除又は修正」が行われている。

³ 金融商品実務指針第 50 項では、ブローカーとは、金融資産の売買を仲介したり、場合によっては自己が買手又は売手となって店頭での売買を成立させる業者で、証券会社や銀行が代表的なものであるとされている。

⁴ 金融商品実務指針第 54 項において、当該方法は、次のとおり示されている。

- (1) 取引所等から公表されている類似の金融資産の市場価格に、利子率、満期日、信用リスク及びその他の変動要因を調整する方法
- (2) 対象金融資産から発生する将来キャッシュ・フローを割り引いて現在価値を算定する方法
- (3) 一般に広く普及している理論値モデル又はプライシング・モデル（例えば、ブラック・ショールズ・モデル、二項モデル等のオプション価格モデル）を使用する方法

上記の点については、実務対応報告第 25 号「金融資産の時価の算定に関する実務上の取扱い」Q3においても、経営者の合理的な見積りに基づいて時価を算定する場合の留意事項として、金融商品実務指針第 54 項及び第 259 項を引用するかたちで示されている。

17. さらに、企業はブローカーである金融機関等から提供された時価を無条件に利用して免責されるわけではなく、金融商品実務指針で定める時価の算定方法等に準拠して入手又は算定された時価の提供を受けることが、それらに基づき金融商品の評価及び会計処理を行い得ることの前提条件であるとしたうえで、提供を受けた時価が、当該金融機関におけるシステム対応上の限界などから、金融商品実務指針で定める算定方法等に基づく時価と異なったとしても、それが時価としての妥当性を欠くとの明白な根拠が認められなければ、継続適用を条件として、当該提供を受けた時価を金融商品の評価及び会計処理に利用することができるものと解されるとされている（金融商品Q & A Q15）

（IFRS 第 13 号における取扱いとの相違）

18. IFRS 第 13 号では、第三者が提供する相場価格を企業が使用することを妨げないが、当該第三者が提供する相場価格が IFRS 第 13 号に従って形成されていると企業が判断していることが条件であるとされている（IFRS 第 13 号 B45 項）。また、資産又は負債に係る活動の量又は水準が著しく低下した場合には、第三者が提供する相場価格が秩序ある取引を反映した現在の情報又は市場参加者の仮定を反映した評価技法を用いて形成されているかどうかを評価しなければならないとされている（IFRS 第 13 号 B46 項）。

日本基準においても、金融商品実務指針で定める時価の算定方法等に準拠して入手又は算定された時価の提供を受けることが、それらに基づき金融商品の評価及び会計処理を行い得ることの前提条件であるとされているが、一方で、第 16 項のようにブローカーの属性に焦点が当てられる記載や第 17 項のように継続適用等を条件としたガイダンスも示されている。

（アウトリーチで聞かれた意見）

19. 金融商品に関する時価の定義及びガイダンスを変更した場合における影響等を把握するため財務諸表作成者に対して実施したアウトリーチにおいて、第三者から入手した価格を利用する際の評価に関して聞かれた主な意見は、次のとおりである。
- (1) 現在、ブローカー等の第三者が提供する価格を公正価値として使用している場合であっても、当該時価が IFRS 第 13 号の公正価値の定義を満たしているか検討した結果、当該時価を公正価値として使用できなくなる可能性がある。（銀行、保険）

- (2) ブローカーが提供する価格の検証については、当該価格の適切性の判断基準の策定、検証手法やプロセスの整備、必要なデータの入手、決算プロセスの変更等に伴う追加負担が生じる可能性がある。また、現行の日本基準でブローカーが提供する価格を使用する金融商品が自社の評価技法による評価が困難なものを中心となる際には、ブローカーが提供する価格が公正価値の定義を満たさない場合の代替評価手法の構築が困難となる可能性がある。(銀行、保険)
- (3) ブローカーから時価を取得するような店頭取引の債券について、取引量の十分性の評価が困難となる可能性があると考えられる。(銀行)

(これまでの審議で聞かれた意見)

20. これまでの審議において、第三者から入手した価格を利用する際の評価に関して聞かれた主な意見は、次のとおりである。
- (1) 第三者から入手した価格の評価は、一般事業会社には過度な負担となる可能性があり、一定の対応が必要である。
- (2) エンドユーザーである一般事業法人がブローカー価格の適正性を検証するよう求めることは困難となる可能性がある。

(分析)

21. IFRS 第 13 号における第三者から入手した価格の利用に関する記載は、金融危機時におけるブローカー価格等の使用が問題となったこともあり、特に資産又は負債に係る活動の量又は水準が著しく低下した場合における当該価格の利用についての留意事項に焦点が置かれたものとなっている。
- この点を勘案すると、資産又は負債に係る活動の量又は水準が著しく低下していない場合には、第三者から入手した価格を利用するとしても、当該第三者に相応の信頼性があると判断できるときには、当該価格が IFRS 第 13 号の公正価値と大きく異なるものではないと考えられ、結果として、財務諸表間の比較可能性を大きく損なうものではないと考えられる。
22. また、アウトリーチやこれまでの審議において聞かれた意見のとおり、第三者から入手した価格が IFRS 第 13 号に従って形成されていると企業が判断することは過度な負担が生じる可能性があり、また仮に第三者から入手した価格が IFRS 第 13 号に従って形成されていないとしても、企業によっては代替評価手法の構築が困難となる可能性があると考えられる。
23. 第 21 項及び第 22 項を踏まえ、少なくとも資産又は負債に係る活動の量又は水準が著

しく低下しているとは認められない場合には、現行の日本基準の定めを基礎とした一定の要件を示したうえで、第三者から入手した価格が新基準に従って形成されていると企業が判断することを求めずに、第三者から入手した価格の利用を認めることが考えられる。

この点、新基準における代替的な取扱いとして、例えば、次のすべてを満たす場合には、第三者から入手した価格が新基準に従って形成されていると企業が判断せずに、第三者から入手した価格を用いることができるということが考えられる。

- (1) 資産又は負債に係る活動の量又は水準が著しく低下しているとは認められないこと
- (2) 自社における合理的な見積りが困難であること
- (3) 当該第三者は、客観的に信頼性がある者で、企業から独立した第三者であること
- (4) 第三者から入手した価格が新基準に従って形成されているかどうかについての判断が困難であるが、第三者から入手した価格が時価としての妥当性を欠くとの明白な根拠が認められないこと

24. なお、仮に IFRS 第 13 号と整合的な時価に関する開示が求められ、時価のレベル区分ごとの残高開示が求められる場合、第三者から入手した価格を用いるときの開示項目の取扱いが論点となりうる。この点、IFRS 第 13 号と同様に⁵、第三者から入手した価格を用いる際には、詳細なインプットの定量的な情報は把握できない可能性があるものの、金融商品の特性やリスクを踏まえれば、金融商品全体としての時価のレベル区分は判断可能であると考えられるため、第三者から入手した価格を用いるときであっても、時価のレベル区分ごとの残高開示を求めることが考えられる。

(提案)

25. 新基準における代替的な取扱いとして、第 23 項(1)から(4)の要件をすべて満たす場合には、第三者から入手した価格が新基準に従って形成されているかどうかについて企業が判断することを求めず、企業が第三者から入手した価格を利用できるとする定めを設けることが考えられるがどうか。

⁵ なお、IFRS 第 13 号においては、第三者から入手した価格を使用する場合でも、公正価値のレベル区分ごとの残高等の開示についての免除規定は設けられていない。ただし、レベル 3 に区分される公正価値測定について、企業が第三者の価格付け情報を修正せずに利用する場合には、公正価値測定に用いた重大な観察可能でないインプットに関する定量的情報を開示する必要はないとされている (IFRS 第 13 号第 93 項(d))。

ディスカッション・ポイント

第三者から入手した価格を利用する際の評価に関する事務局の分析及び第25項の提案について、ご質問又はご意見を頂きたい。また、第23項(1)から(4)の要件についてご意見があれば頂きたい。

以 上